



第 158号

代田・九条の会News

2022/1/14

編集
代田・九条の会
小澤 清子
伊東 宏

itohiroshi1007@gmail.com

ホームページ : <http://www.daita-9jo.sakuraweb.com/>



2022 年を迎えて

新しい年を迎えました。

新型コロナウイルスの脅威は、変異株の感染拡大が生じ収まる気配がありません。今年も、ウィルスの脅威に対して国民の生命と生活をどう守っていくかが大きな課題となってきます。

この裏に隠れるようにして「大軍拡」の動きが見え隠れします。昨年末から、おおっぴらに「敵基地攻撃」という言葉が使われるようになり、国会答弁の中でも「敵」とみなした他国の領土内での攻撃を容認する態度が出てきました。慣らされていくのがとても怖い気がします。来年度予算でついに 6 兆円を超える防衛（軍事）予算が計上され、自衛隊は、自国の領域内での活動にとどまらず、他国への脅威となるまでに、ますます軍事的に強力になっていきそうです。

昨年の総選挙の結果を受けて、岸田政権は、自民党内の体制を強化し、改憲への動きを強めています。1 月から始まる通常国会では、憲法審査会での議論を要求してくることになりそうです。補完勢力である維新を含め、勢いで野党勢力まで巻き込んでしまおうとしています。

2015 年の安保法制の下、拡張強化された自衛隊が、憲法に書き加えられることになれば、どんなことが生じてくるでしょう。最近、明らかにされた 1990 年初頭の湾岸危機の際に、アメリカが要求してきた自衛隊の派遣は、その当時はできませんでした。しかし、今度は「我が国に関する脅威」とであると政府が認めれば、海外に武装した自衛隊をアメリカ軍との共同という名目で派遣が可能になってしまうのです。

今年は 7 月ごろに参議院議員選挙が行われます。前回と前々回の選挙では、32 ある一人区で野党は共闘体制を組みました。改憲派による 3 分の 2 以上の確保を許さないためにも、是非とも今回も共闘を進めてもらいたいものです。こうした国会の中での動きとともに、国会の外での市民の運動も重要です。コロナ禍の下で、不自由な運動しかできない状況がありますが、機会を見つけて、署名行動や学習活動を進める必要があります。

（代田 2 丁目・伊東 宏）

寄稿

明けましておめでとうございます。
2022 年も新型コロナウイルス変異株での感染再拡大の兆しに脅えながらのスタートとなりました。振り返ってみれば、このコロナ禍は、今の社会システムの問題点、矛盾点を浮き彫りにしているように思われます。その最たるものが格差の拡大です。解雇や廃業で収入が絶たれたり、激減した人々がフードバンクに長蛇の列を作る姿が連日 TV 放映されている一方で、株価は堅調どころかむしろ上昇すら見せています。世界でも 1% の超富裕層の資産が全資産の 38%、下位 50% の資産は全体の 2% との試算もあります。医療機関にかかれず自宅で命を落とした人も数多くいました。「健康で最低限度の生活を保障」する憲法 25 条の土台が底抜けしている状態です。

憲法 9 条を守り抜き、戦争への道を閉ざすのが私たち九条の会の使命ですが、国に「憲法を守らせる」、このことを大目的として、今年の運動を進めてまいりたいと思っています。

（代田 2 丁目・福島 和夫
世田谷・九条の会事務局長）



お願い：ニュースの原稿を募集しています。400 字位で、お近くの世話人までお寄せください。

また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第 9 条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～
+++ このニュースを、ぜひ、周りの人に広めてください。 +++

2022 年

新年にあたって

2004年6月加藤 周一、井上ひさし
ら連 9人の知識人による護憲の「九
条の会」アピールをきっかけにして運動が
もりより、我々「代田九条の会」も2008年
11月3日を足しました。その時の気運の
もりよりと感激は忘れることが出来
ません。そして、全国では24近い「九条の
会」が結成されて運動が活発に展
開され「九条」は守られました。その後
時を経て一昨年から世界的新型コロナ
の大流行により人々は忙殺され、庶
民に改憲問題はあつたものの政治論
にはやや停滞気味のように思われた。

しかし、この問題は、反動勢力の念願
ですから、そういうに必ず表面化します。
そのことを先介めする上で事に処すこ
とが肝要と考えている次第です。

野間口 至

2022年 年頭に思う 寄稿

日本国憲法の前文にあるこの国の姿を、どうし
たら実現できるだろうか？

それには第1条から最後の103条までの条規を
国会においては法律に、諸自治体の議会では条例
などに忠実に反映し、それを国民が見守り、時に
は声をあげ、実現に導くことではないかと思う。

昨年の夏に世田谷区議会議員や一般区民にお願
いした憲法についてのアンケートでも、遵守され
ていない条規が多いことが明らかになった。

今年は改憲論議が盛んになると思われるが、改
憲を叫ぶ前に現行憲法を遵守することに注力すべ
き、と広く訴えていきたい。

(代沢九条の会 今清水 義紀)

まだまだ続く新型コロナ
の感染症、油断なく身を処
している毎日ですが、治外
法権・米軍基地は無法地帯
と化す。それでも強く国民
の命を守る責任を日本政府
は果たそうとしない。何を
遠慮しているのか。おまけ
に思いやり予算を増額する
とか、やっぱり駄目です
ね。肝心な時に行動できな
い政治は！ドタバタの十万
円で終わらせては命はいく
つあっても足りない。ま
た、怒りの一年に。
横川 功

2022年に向けて
こんなことを考えた

①「九条の会」はいつも紙署名。
紙署名も大事ですが、ネット署名
にも取り組んではいいいでしょうか？

② 私たちは毎日サハラ砂漠の
影響を受けながら暮らしています。
そこでサハラを巻き込んで
「憲法九条を守りたいはいけな」
という空気を社会に吹き込めたい
と思うのです。お？！サハラを巻き
込むにはどうしたらいいのでしょうか？
(代田5月・白鳥恵子)

明けましておめでとうございます。

去年は、養生のため皆様を後方から応援するこ
としかできませんでした。新年を期に少しずつ活動
を取り戻すこと、これを今年の目標に掲げます。

憲法9条を改定し、敵基地攻撃能力の保有と軍
備の拡大を進め戦争する国を目指し、更には核兵器
禁止条約を真っ向から否定するモンスター岸田政権
に抗う声を上げたいと思っています。

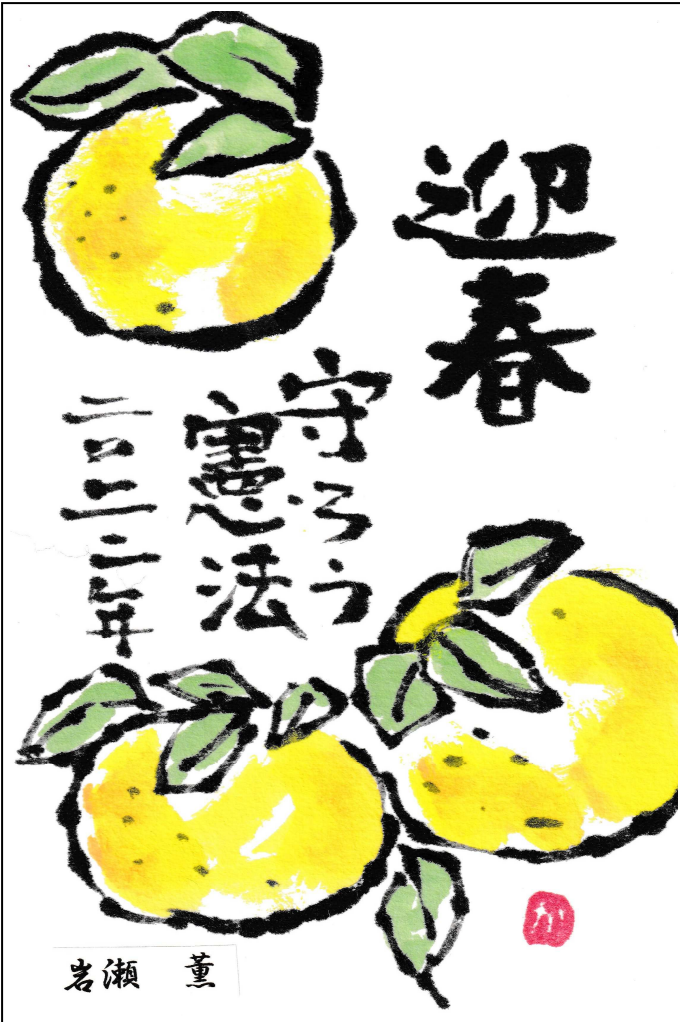
坂本 功

元旦に南千住で降りて、浅草七福神巡りをした。1
つ2つ3つ目は世界が平和でありますように、とそれ
ぞれの神社お寺にお願いしました。

でも大国は「核戦争回避」に合意。そのくせ近隣諸
国を脅かしている。また、地球温暖化止めのため、原
発推進しようとするEU各国。

足元を見れば、改憲を是とする「日本維新の会」の
先ほどの選挙での大幅増。ア～イヤダイヤダ。
自民党から資金が流れたと思っていますがね。

湯沢 勉



岩瀬 董

2022年 正念場の年！

春から「敵基地攻撃能力」の保持など物騒な文言が飛び交っています。岸田政権は、防衛費の対GDP比1%以内の原則を放棄し欧米諸国との軍事協力を強化し、「戦争する国」づくり「憲法9条の破壊」を加速化させています。

日本の侵略戦争での犠牲者は、アジアで2千万人、日本人310万人プラスαと。

昨今、ジェンダー平等が叫ばれていますが、戦時中陸軍省は「軍慰安所従業婦募集に関する件」を1937年9月29日の官報を発出。「婦女売買に関する国際条約に悖（もと）るが「当分の間これを黙認する」として女性の国外送出手続きをつくりました。こうした政府と軍の手続きをへて「慰安婦」の強制動員が制度化されました。銃後を守る国防婦人会は、動員を任されて自分の娘を泣く泣く送り出しました。又、民間業者が「食堂の女給、上海の仕出し屋の女中」などと騙し「慰安所」に送り出していました。

1月1日ローマ教皇は、「どれほどの暴力が女性に向けられているか。女性を傷つけることは神を侮辱することだ」と述べ、メッセージで各国に対して「軍事費を教育に振り向けるよう呼びかけて、社会サービスを犠牲にして軍事費を増やすことを非難しました」

ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために！
正念場の年！

小澤 清子

・「強制労働」は許せないもの・

中国の国旗を見ると、漢族を中心に蒙古・チベット・満州・ウイグルの5つの星、いわゆる「五星紅旗」である。アメリカの調査によると「ユニクロ」の製品をウイグル族の強制労働によって生産されているという。かつてウイグル民謡の「バウの花を私に（送我一枝玫瑰花）を愛唱していた私にとっては、非常にショックでした。中国政府の少数民族抑圧は、許せないものです。

荒川 興道



明けまして
おめでとくございませう

2022年

昨年の総選挙で自公・維新以外の議席を確保し、岸田内閣は改憲上前のめり、憲法守れ、各党の声を大にしていかなければと思っております。コロナ感染を防止し改憲議論をせねばならず、野党共闘を強く大望！

江田 田村 萱野幸子

集 会 等 の 紹 介

**以下の案内があります。今後の状況によっては中止されることもありますので、ご注意ください。

1月22日(土) 午後2時～3時 代田・九条の会 署名行動

場所：小田急線 梅ヶ丘駅前

**感染がさらに拡大するようであれば、中止します。

**寒い時期なので、無理をしないようにしてください。



日本国憲法施行 75 年

今年は日本国憲法が、1947 年(昭和 22 年)5 月 3 日に施行されてから 75 年にあたります。前年の 11 月に公布され、半年後からの施行でした。

国連では核兵器禁止条約が発効し、その後も批准国が増えています。ドイツは、政権交代を機に、今年開催される予定の批准国会議へのオブザーバー参加を表明しました。今年、もう一度、憲法の理念に立ち戻り、いろいろなことを考えて見られてはいかがでしょうか。

下記に「前文」、「第 2 章 戦争の放棄」と「第 3 章 国民の権利と義務」から第 25 条を示しました。

コロナ対策にも、25 条の精神がしっかり生かされてほしいものです。

日本国憲法(抜粋)

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 2 章 戦争の放棄

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。